

2021（令和3）年8月3日

福岡県南警察署長 西田哲也 殿

福岡県弁護士会
会長 伊藤巧示
同 人権擁護委員会
委員長 中原昌孝

勧告書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立てを受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

このたび、●市●区の●●●●氏の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴組織に対して下記のとおりの勧告をすべきものとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。

本勧告をすることとした理由は、別紙「勧告の理由」記載のとおりです。

記

- 1 身体拘束されていない被疑者が警察署に出頭した場合において、その写真を撮影し、指紋を採取する場合、任意であるため拒否できる旨を事前に説明した上で実施すること
- 2 被疑者からDNA型鑑定資料を採取する場合には、原則として令状に基づいて採取すること
- 3 例外的に被疑者からDNA型鑑定資料を任意に採取する場合には、採取の意味、利用・保存方法などの説明を書面により十分に行い、任意であるため拒否できる旨を事前に説明した上で書面による承諾を得ること

以上